

8月診療分から子どもの福祉医療費が窓口無料になります

これまで病院や薬局などに支払っていた子どもの福祉医療費の窓口負担500円が8月診療分から無料になります。

● 8月以降は **新受給者証** になります。

対象者

0歳から18歳到達後の年度末までの方（平成19年4月2日以降生まれの方）

受給者証の送付

7月下旬に対象者の方へ新しい受給者証を送付しました。

受給者証が届かない人、紛失した人は再発行しますので、下記までご連絡ください。

クローズアップ!

自己負担金	入院	無料
	通院	無料
	保険調剤	無料
	訪問看護	無料
	柔道整復施術医療費	無料
	入院時食事療養費	助成なし

現物	児	福祉医療費受給者証
公費負担者番号		
受給者番号		
住所	見本	
氏名		
生年月日	年 月 日	
入院	無料	
通院	無料	
保険調剤	無料	
訪問看護	無料	
柔道整復施術医療費	無料	
入院時食事療養費	助成なし	
摘要	※鍼灸院は現物給付の対象ではありません。	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
長野県 坂城町長		
交付年月日	年 月 日	

※受給者証を医療機関に提示しないで受診した場合や、県外の医療機関を受診した場合には、福祉医療の適用は受けられません。受診時に領収書を発行してもらい、福祉健康課の窓口にて給付申請を行ってください。

問い合わせ先 坂城町役場 福祉健康課
電話 0268-82-3111 内線 135

◎問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線135) 直通75-6205

8月17日（日）から上田市内科・小児科初期救急センターは 旧上田市立産婦人科病院（2階）へ移転します

診療日

お盆・年末年始※を除く毎日
※8月14～16日・12月30日～翌年1月3日

診療内容

夜間の明日まで待てない急な症状のとき、応急的な内科的診療を行います（突発的な発熱、はげしい嘔吐や下痢、急な腹痛など）。

電話相談

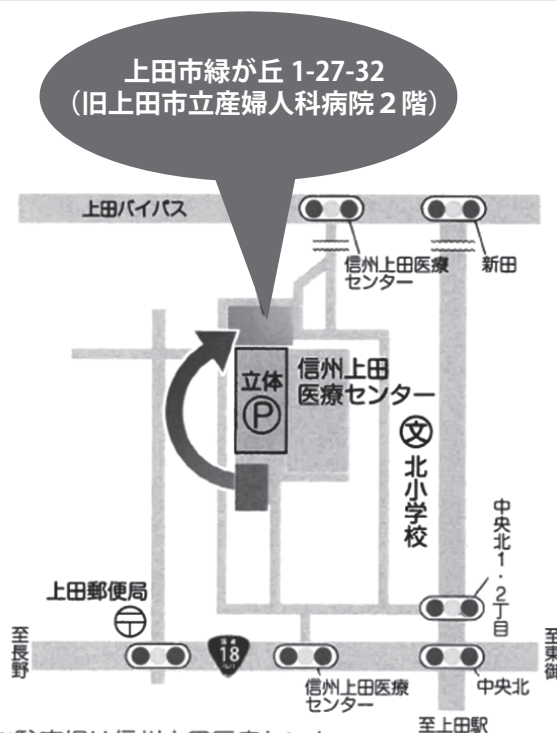
19：00～23：00

診療時間

20：00～23：00（受付 22：30まで）
来院前に、まずは電話でご相談ください。

電話番号

小児科（中学生までの方）：☎21-2233
内科：☎21-2280



※駐車場は信州上田医療センター
立体駐車場をご利用ください。

◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111(内線511) 直通75-6230

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 期限までに「現況届」や「所得状況届」の提出をお願いします

毎年、児童扶養手当を受給している方は「現況届」、特別児童扶養手当を受給している方は「所得状況届」、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方は「現況届」と「生計維持関係等申出書」の提出が必要です。受給者の皆さんには届出書類を送付しますので、期限までに提出をお願いします。

● 児童扶養手当「現況届」

届出期間 8月1日(金)～8月29日(金) ※土・日曜日・祝日を除く

受給対象者 ひとり親家庭など(父または母が重度の障がいがある場合を含む)で18歳未満の児童を養育している方

※児童扶養手当受給から5年を経過した方には「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付します。該当する方は、あわせて提出してください。

● 特別児童扶養手当「所得状況届」

届出期間 8月12日(火)～9月5日(金) ※土・日曜日を除く

受給対象者 20歳未満で精神、または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を監護している方

● 特別障害者手当・障害児福祉手当「現況届」と「生計維持関係等申出書」

届出期間 8月12日(火)～9月5日(金) ※土・日曜日を除く

受給対象者 (1)特別障害者手当 日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者(障がいを重複して有する方)

(2)障害児福祉手当 日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児

※各種手当については、新規で受給したい方や現在手当を受給していて状況が変化した方などからの相談を随時受け付けていますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

◎問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線135・136) 直通75-6205

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法施行に伴い、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。

氏名のフリガナを確認するため、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が郵送されます。

町からの通知(戸籍に記載される振り仮名の通知書)の発送は、8月上旬に行いますので、通知が届きましたら必ず内容を確認していただき、通知のフリガナが誤っている場合は、令和8年5月25日までに必ず届出をしてください。

通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても令和8年5月26日以降、通知のとおり戸籍に記載されます。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ



詳しくは、法務省ホームページをご覧ください!



◎問い合わせ先 住民環境課住民係 ☎82-3111(内線122) 直通75-6204